

宅地内給水装置等修繕工事【単価契約】

積算資料（令和3年5月）

◎注意点◎

設計書の工種・材料等の項目は、発注ごとに見直しを行っておりますので、設計書の請負工事費明細書(単価契約)の工種を確認してください。
また、積算基準の改定により令和2年度発注分と比較して現場管理費率が大幅に増加しています。工事費の算出に際しては十分にご注意ください。

令和3年5月
給水課

○宅地内給水装置等修繕工事における間接工事費率（共通仮設費率・現場管理費率）及び一般管理費等率

案件名称	共通仮設費率	現場管理費率	一般管理費等率
令和3年度 宅地内給水装置等修繕工事 (A)【単価契約】	12.03%	35.27%	19.00%
令和3年度 宅地内給水装置等修繕工事 (B)【単価契約】	12.46%	35.87%	19.35%
令和3年度 宅地内給水装置等修繕工事 (C)【単価契約】	12.53%	35.97%	19.40%
令和3年度 宅地内給水装置等修繕工事 (D)【単価契約】	12.15%	35.44%	19.10%
令和3年度 宅地内給水装置等修繕工事 (E)【単価契約】	11.99%	35.21%	18.96%
令和3年度 宅地内給水装置等修繕工事 (F)【単価契約】	12.31%	35.66%	19.22%
令和3年度 宅地内給水装置等修繕工事 (G)【単価契約】	12.46%	35.88%	19.35%
令和3年度 宅地内給水装置等修繕工事 (H)【単価契約】	12.84%	36.40%	19.65%

○宅地内給水装置等修繕工事における積算内容及び参照事項

- 本工事の積算は、「土木工事積算基準（大阪市水道局）令和2年11月」（以下「積算基準」という。）に基づき行っている。
主に「VI 給水装置等工事編」及び「参考資料編」を参照すること。
- 本積算資料に記載のない請負工事費明細書（単価契約）の材料単価については、1個（本、組）当りの材料単価に、間接工事費ならびに一般管理費等を計上して算出すること。
また、各材料単価のうち、管材費に該当するものは、「積算基準」に則り、間接工事費の対象額に注意すること。
※共通仮設費：管材費の1/2の金額は対象に含めない。
※現場管理費：管材費の1/2の金額は対象に含めない。
※一般管理費等：管材費の全額を対象とする。
なお、管材費については「積算基準」に記載のとおりであり、きょう類（止水栓ボックスやメータボックスなど）の費用は管材費対象でないため、全額を間接工事費の対象とする。
- 各工種における、間接工事費及び一般管理費等の計上の有無については、「積算基準」の「参考資料編」に記載のとおりとする。
工種によっては、間接工事費などを計上しないものがあるため、十分に注意すること。
※下位の単価には、間接工事費ならびに一般管理費等は計上しないため、注意すること。
- 材料単価は、「管路資材等価格調査報告書（令和2年10月）」、「積算資料（令和2年10月）」、「建設物価（令和2年10月）」を参照すること。
- 労務単価については令和3年3月時点とし、時間的制約における割増補正は、昼夜共に割増なしとする。
- 施工地域区分による補正は、「なし」とする。
- 「積算基準」に記載の標準数量表に管材費対象の項目が含まれる場合は、間接工事費の対象額に注意すること。

○「積算基準」の一部変更について

- 「積算基準」参考資料編について、次のとおり変更する。

なお、記載していない項目については変更がないものとする。

第3章 宅地内給水装置等修繕工事

第2. 代価表

1. 修繕工

(6) 止水栓撤去工（埋金使用）

ア. 止水栓撤去工は、「Ⅵ-1 2. 基礎単価（8）止水栓撤去工」によるものとする。

イ. 止水栓用埋金13～25mm【管材費対象】は、止水栓用埋金13mm・20mm・25mmの各単価の平均とする。

ウ. 標準数量表

25mm以下

(1箇所当り)

工 種	形 質 寸 法	単 位	数 量
止 水 栓 撤 去 工		箇所	1.00
止 水 栓 用 埋 金	13～25mm	個	1.00
諸 雑 費	端数処理	式	1

○「管路資材等価格調査報告書」等、各種資料に掲載されていない材料等の単価については次表のとおりとする。

名 称	形 質 寸 法	単 位	単 価
止水栓用埋金	13～25mm	個	682
ユニオンナット（止水栓用）	13	個	478
ユニオンナット（止水栓用）	20	個	753
ユニオンナット（止水栓用）	25	個	1,029
ユニオンナット（止水栓用）	40	個	2,275
ユニオンナット（止水栓用）	50	個	3,640
異径ユニオンナット	25×13	個	1,002
その他材料		組	10